

第七十二回国会 法律 務 委員 会 議 録 第 九 号

昭和四十九年二月二十六日(火曜日)

午前十時十四分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君
理事 大竹 太郎君
理事 田中伊三次君
理事 稻葉 誠一君
理事 青柳 盛雄君
井出一太郎君
河本 敏夫君
塩谷 一夫君
中垣 國男君
保岡 興治君
山本 幸一君
沖本 泰幸君

出席政府委員
法務大臣官房長 香川 保一君
法務大臣官房副長 勝見 嘉美君
法法制調査部長 勝見 嘉美君

最高裁判所事務 安村 和雄君
最高裁判所事務 田宮 重男君
最高裁判所事務 矢口 洪一君
最高裁判所事務 大内 恒夫君
最高裁判所事務 西村 宏一君
最高裁判所事務 千葉 和郎君
最高裁判所事務 梶分 一立君
最高裁判所事務 梶分 一立君
法務委員会調査 松本 卓矣君

委員外の出席者

最高裁判所事務 安村 和雄君
最高裁判所事務 田宮 重男君
最高裁判所事務 矢口 洪一君
最高裁判所事務 大内 恒夫君
最高裁判所事務 西村 宏一君
最高裁判所事務 千葉 和郎君
最高裁判所事務 梶分 一立君
最高裁判所事務 梶分 一立君
法務委員会調査 松本 卓矣君

委員の異動

二月二十三日
正森 成二君 補欠選任
不破 哲三君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君
不破 哲三君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君

同日
前田 正男君 補欠選任
野呂 恭一君

本日の会議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

○小平委員長 これより会議を開きます。内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○正森委員 定員法が出ておりますが、裁判官の定員あるいは職員定員が妥当であるかどうかという問題に関連して、若干裁判事務の問題について伺いたいと思います。

現在簡易裁判所あるいは地裁の甲号支部、乙号支部というふうなものがありますが、そのうち裁判官が常時配置されておらないところ、全く配置されておらないところ、あるいは増補で週に一回か二回しか行かないところというのがあると思うのですが、全体の数と配置されておらない数を教えてください。

○田官最高裁判所長官代理者 お答えいたします。現在裁判官が配置されておらない地裁は甲号支部で一庁、乙号支部で九十五庁一簡裁でございます。またね、どうも失礼いたしました。乙号支部に一緒にある簡易裁判所では十一庁、それから独立簡裁というのが二百六十七ございますが、そのうち百四十四庁が簡易裁判所判事のおらないところでございます。

○正森委員 そういふところは、やはり裁判所としては人員を配置できればいいと思っております。たとえばこれは昨年総務局長に申し上げましたが、たとえば奈良地裁の五条支部というのなかなか由緒のある甲号支部の裁判所だったようですが、四十七年の十一月に一億四千万円余りの経費をかけて鉄筋四階建て、延べ面

積二千二百平方メートルの新庁舎ができたのに、専任裁判官を大阪裁判所に転勤させて裁判官が一人もおらなくなった。そして未済事件全部を大和高田市の葛城支部に回付する、あるいは刑事事件や家事事件だけは月に二回だけ増補裁判官が処理するということになってしまいました。これはその後私からも申し上げておりましたので、民事事件は再び五条支部に移して、増補裁判官で処理するということになったようですが、こういう例を見てもわかりますように、一億四千万円の国費を使ってせっかく鉄筋四階建てをやりましたが、裁判官がおらないということになっては、仏つくって魂入れずということになると思っておりますね。これは国民の権利擁護の上からいってもゆゆしい問題だと思っておりますけれども、裁判官の増員、今度の予算書を見ますと、判事補が二名、簡易裁判所判事三名、計五名増員になっておるようですが、それで十分だと思っておりますか。

○田官最高裁判所長官代理者 五条支部の点につきましては、御指摘のとおりでございます。ただ奈良地方裁判所全体といたしまして、これだけの裁判官が必要だということではございませぬ。ただ、実際に五条支部に裁判官を配置するかどうかというところは、奈良の裁判所のほうでいろいろお考えになった結果、そういうふうな結果になったわけでございます。その点につきましましてはいろいろ御迷惑をおかけいたしておりますので、来年度におきましては十分何らかの措置をしたいというふうにお考えしております。

最後に御指摘の、これだけの増員ではたして十分と考えているかどうかという点でございますが、主として受件数を標準にして考えますと、このところ刑事事件は若干ふえておりますが、民事事件が減る傾向にございますので、受件の上から見ますと、特にここで大幅に裁判官を増員しな

ればならないという状況にないのでございます。もちろん受件数だけの問題ではございませんで、事件の内容が最近においては非常に複雑困難になっておりますので、単に受件数から云々ということではできませんが、一応受件数ではそういうふうになっておるのでございます。他方また裁判官の給源といったような問題もございまして、現在のところこの程度で特に著しい支障を来たすことはなからうというふうを考えておる次第でございます。

○正森委員 実際に著しい不足はなからうということですが、私がたとえば横浜に参りまして、実際の要望を職員から聞いてまいりましたが、たとえば刑事の単独係の一月の適正既済人員は三十名程度とされているのが、横浜地裁の本庁では六、七十名になっておる。したがって、現状五係単独では五人の裁判官というのを十係にすべきで、これには横浜地裁だけで裁判官五名、書記官十五名、さらに各部に速記官一名計七名増員が必要であるという意味のことをいっておりますし、民事でも増員が必要であるという要望を出しておるのである。こういう点から見まして、私はあとでまとめて伺いたいと思っておりますが、今度増員が認められたのは判事補二名、簡易裁判所裁判官三名ですが、最初に裁判所の予算要求として出されたときにはどれだけ要求されたのか、伺いたいと思っております。

○田宮最高裁判所長官代理人 最初に要求として出したのは判事補二十名、それから簡易裁判所判事十六名、合計三十六名でございます。

○正森委員 そういふように三十六名も必要であるというのが五名に削減されてしまった、三十一名少なくとも最高裁の控え目に見た数でも入用であるということなのに、それが削られてしまったということは、これは法務大臣も聞いておいていただきたいのですが、司法修習生でできるだけ裁判官になりたいという人々に、司法の道のみずからの将来を生かすという方向を失うことにならせてしまっているのです。そういう状況が本

年だけでなしに繰り返され続けているおると思うのですが、私どもは国民の権利を守る上からいっても、それこそいい裁判官であるならば、矢口さんじゃありませんが、三十名でも四十名でも増員するのが当然だ、こう思うのですが、それについてどう思われますか。

○田宮最高裁判所長官代理人 当初要求いたしましたのは三十六名でございますが、これはいづれもその当時、特殊損害賠償事件等の処理に要する人員、それから刑事長期未済事件、これは高裁における刑事長期未済事件の処理、それから民事調停事件の充実強化をはかるということ、簡裁の交通事件の処理ということでございます。このようにいづれもある特定の事件の処理ということでは、これだけの人員が必要であろう、こういうことで予算要求したのでございます。これはいづれもその当時におけるところの事件の見通しと申しますが、そういうことに基づいて事件の見通し、その他給源の見通し等を考えて、この程度であるならば事件の処理ができるであろうということ増員要求したのでございますが、御承知のように八月から十二月までの間いろいろな状況の変化もございまして、最終的に予算をきめるという段階になりますと、その時点におけるところの事件の状況、給源の状況等といったような状況が変わってまいりますので、その時点において最終的には判事補二名、簡易裁判所判事三名ということで、四十九年度はこの程度で何とかやっていると、いふうなことで妥結したものでございます。

○正森委員 なぜ妥結したかという御苦心はいろいろ伺いましたが、しかしそれは毎年繰り返されることなんです、いまの御説明の事項は、それらを考慮して、なおかつことしは三十六名ほしいというように思われたと思うのです。その点については最後にまとめて伺いますけれども、裁判官だけでなしに職員についても非常に不十分じゃないか。これは私が同僚の沖本委員と横浜へ聞きに行きまして調べましたが、沖本委員がおっしゃいましたから重複は避けさせていただきます。

ただ一つだけ申し上げますと、たとえば産休の代替要員の問題を沖本委員もとらえられましたが、私はそれをさらにもう少し突っ込んで申し上げたいと思うのですが、一体裁判所では産休代替要員というものがおるのか、それとも病欠代替要員というものでやっておるのか、どちらですか。

○矢口最高裁判所長官代理人 産前産後の休暇という問題は、女子職員がございまして必然的に出てくるわけでございますが、産前産後の休暇につきましても、先般当委員会でも沖本委員から御質問がございましたように、それについては賃金でまかなっておるわけでございます。したがって、正確に申し上げますと、病休代替要員というふうなものは一般的にはないわけでございます。産前産後の休暇に限り代替要員として賃金でまかなう、そういうシステムに相なっております。

○正森委員 そうすると、産休の代替要員というのだけがある、こういう趣旨ですね。

○矢口最高裁判所長官代理人 はい。

○正森委員 そうしますと、さらに伺いますが、おたくではタイピスト、交換手だけに産休代替要員が認められているのか、それとも全職種、すなわち事務官、速記官、調査官、書記官にも代替要員が認められているのか、それはどうですか。

○矢口最高裁判所長官代理人 現在のところは交換手、タイピストにつきましてそういうものが認められておるわけでございます。

○正森委員 そしてその代替要員は、産休について何日間見込んで予算を立てておられますか。

○矢口最高裁判所長官代理人 産前産後の休暇というものは、予定日を中心にして六週間、六週間、それから分べんが終わりましてあと六週間というところでございまして、それについて認められておるわけでございます。

○正森委員 そうすると、八十四日間代替要員についての給料が予算化され、それが認められておりますか。

○矢口最高裁判所長官代理人 一般的には、これ

は正森委員も御承知かと思いますが、予定日というのは必ずしもそのとおりにならないわけのものがございまして、その平均をとりまして大体二カ月というところで予算がとられておるといふふうに承知いたしております。

○正森委員 いま二カ月というふうにおっしゃいましたが、私が調べたところでは五十五日であります。五十五日というのは二カ月に少し足りないという期間ですが、いまここで出てまいりましたことは、裁判所ではタイピスト、交換手だけに一応そういうものが認められておる。そうすると最高裁は、事務官や速記官や調査官や書記官には女性がいらないと思っておられるのか、女性がおられるも子供は産まないと思っておられるのか、あるいは子供は産んでも、代替要員は要らないと思っておられるのか、それを伺いたい。

そして、大体の平均をとって五十五日というところで、法律で産前産後六週間ずつ計八十四日となっておるのに、いままでの統計が何か知らないけれども、それをとって五十五日というふうにおっしゃるならば、法律で当然ながらとりたいて思っている八週間が何らかの事情でとれない、その少ない日数を法律を守るべき最高裁が固定化するということになると思うのです。

その二点について答えてください。

○矢口最高裁判所長官代理人 まず第一点の五十五日というところでございますが、これは土曜日、それから休日がございますので、延べにいたしますとそういうことになるわけでございます。

それから、タイピスト、電話交換手以外に女性はいないかと思うのかというお尋ねでございます。まことに恐縮でございますが、そういうふうなわけではございませんが、たとえば速記官のほうは、実は賃金を出しても代替要員がないわけでございます。御承知のように特殊の速記をいたしておりますので、これを他に求めるということは不可能でございます。それから事務官の場合、これはもちろん代替要員がないというわけではございませんが、現在のところ裁判所の一線

業務というものでないのが通例でございます。業務と、そういうものはみんな何でもか仕事を合理化して合せてまかなくていいこと、そのことによって裁判がなされるというふうなことはならないように全力をあげておられるわけでございます。

○正森委員 矢口さんはなかなかおじょうずで、巧みにお答えになります。五十五日に、休日を入れまして一月間に日曜日は四回ということですから、結局六十日ですね。約二ヶ月間保障されているにすぎない。ところが法律では六週間ずつ八十四日間と、まあいいことになって、まあ、そうすると、やはり日曜日を入れまして、また、たまたま五月に当たって連休というのを入れまして、少なくとも二十日以上は、これは代替要員を保障されておられないという状況になるわけですね。そして、あなたはいまタイピストとか交換手というの、これは代替要員もあるけれども、と言われまされたけれども、しかしタイピストだってほんとは熱練が要するわけですね。交換手も要する。してみれば、事務官あるいはその他の人でも、これは求めて得られないはずがない。

これは最高裁判所を申し上げて失礼ですが、一般に一人あるいは二人という人員を雇用している企業では、操業を落とさないためにどういうふうにするかといふと、どんなに健康に気をつけても出勤率というものは九五%ないし九七%ぐらい、いい場合ですけれども、だから常に三%か五%は病気で休むものであるということ、前提にして、その余裕のある人員を採る、あるいはそれを臨時で雇っておくことをやるのです。また、婦人を一線に使用しておれば、そのうちの六十のおばあさんが子供を産むということ、これはおぼろげに、結婚適齢期の二十歳から四十歳という人がおるときには、そのうちの個々の人はわからないけれども、統計をとってみれば、何%は必ず出産するというの出てまいります。それが科学的な労働管理であります。そうすれば専門職である速記官にしてもあ

るいは調査官にしましても、国民の権利を守るために絶対必要な数はこれだ、その中に女性が何名おって、通常の平均によれば何人は必ず妊娠するということが出てくれば、それは代替要員として初めから雇用しておいて、そして休んだところへ回す。どうしても産休の人がなければ仕事は忙し

いところへ回すというふうなことを考えるのが当然近代的な労働管理だと思ふのです。それをやりやりにならない。しかも日曜、祭日を入れても六十日まかなえるかまかなえないかの五日だということになります。あなたは裁判に支障は起こってないと思ふと言われるけれども、あなたの犠牲において裁判は犠牲になっていないのか。それは次代の国民をこれから産んで育てなければならぬ母性の犠牲においてそういうことが行なわれておる。それくらいのことがおわかりにならない裁判所で、女性労働者の問題の裁判ができません。私は、司法行政の問題だから裁判内容には立ち入りませぬけれども、その点について反省していただきたいと思ふます。それでおわかりにならないければ、かたがたないけれども、おわかりになったと思ふのです。お顔を見れば、ある程度わかったという顔を、賢明な矢口局長はしておられるから。

そこで、そうだとすれば、なぜこういう予算しか組めないのか、しかも沖本委員が言われたように、その一日の日当は千五百円。だから二千円にして日数を四十日に縮めるといふようなことをやられておる。ますます気がねをして休めない。仕事を家へ持って帰る。おなかの大きい人あるいは赤ちゃんにおっぱいを飲ませなければならぬ人が横で速記の反訳をやるといふことになるのです。あなたはよもや当初の予算ではこういうことを全く無視したものは出しておられないと思ふのです。もし金さえあるならば、大蔵省が認めてくれさえするならば、これもほしい、あれもほしいといふことでおおえになっておられると思ふのです。それは配慮して予算請求されましたか。

○矢口最高裁判所長官代理者 一般に役所の定員というものをきめるにあたりましては、確かに業務量というものを前提にいたしますけれども、実はただいま正森委員御指摘の女性職員の前産後の休暇の問題あるいは単なる女性職員だけではなく、職員全般の病欠休暇等によるロスの問題、もちろん年次休暇等も全般にはあるわけでございます。それから、定員どおりの職員が完全に一〇〇%稼働するといふふうには考えていないわけでございます。それにいたしまして通常の場合でございますと、平均的に病欠になるというわけでも、一つの職種を占める特定の職員が一定期間ずっと休むということは通常はないわけでございます。産前産後の休暇の場合は確かに二月前後の期間というものを完全に休まれてしまうということ、これをどのようにならなかっていくかというところは私も実はしつこく考えておるところでございます。それで、できるだけ女性職員というものを各庁平均化したしまして、あるところだけに女性職員がたまることのないようにということには、常々努力をいたしております。しかし、元来女性職員で占めるポストとして考えられておりますタイピストでございます。これはどうしてもそのところに特定の休暇が続くということがあり得るわけでございます。それで全く余裕のない人数というものをきめておるわけではないといふふうに確信いたしておりますが、それにいたしまして平均一名の事故を予定しております。これはたまたま二名三名といふふうにも重なることは実はないわけではございません。そういう場合を予想いたしまして、先ほど来御指摘の賃金要員賃金でまかなうということをいたしておるわけでございますが、前回の委員会でも申し上げましたように、このような経済事情の大きな変動等がございます。ますます適切な時期に適切な期間要員を獲得することが困難であるといふこともございまして、場合によっては各庁に御迷惑をかけるということがあるのではなからうかといふことは常に心配いたしております。

す。しかし、問題はやはり裁判所だけの問題でもございませぬ。一般的にどのような平均的な賃金というものでまかなうかという問題でございます。で、予算要求にあたりましては常に私どもが妥当と見るところを掲げて折衝をいたすわけでございます。最終的には御指摘のような平均賃金で話をつけざるを得ないことであるわけでございます。しかし、いざにいたしましては人件費、純人件費でございます。人件費的なものはもう日々高騰しているというところは事実でございます。今後ともその点についてはできるだけ単価を高め、全体の金額を高めて業務に少しも支障のないようにしたい。これはいままでも心がけておりますが、今後とも心がけていきたいと考えております。

○正森委員 法務大臣に伺いたいと思ふますが、法務大臣はやはり政府として予算に關係されるわけですが、私がいま指摘したようにタイピストと交換手だけは産休の代替要員があるけれども、タイピスト、これは裁判所へ行ってごらんになるとわかりますが、タイピストの相当部分は女性です。ここにも現にいらっしゃいますけれども、そういう方だとか、書記官、調査官です。調査官も家裁の調査官は女性が非常に多いです。そういう方には代替要員の制度すらない。しかも、それは労働基準法の六週間、六週間ではなしに、五十五日だといふようなことは非常に遺憾だ。これはやはり予算をとるようにならなければいけない、こういうものと思われませんか、伺います。

○中村國務大臣 全くごもっともだと思ふ。特に家裁の状況なんか、私ももある程度知っておりますが、非常に女性の調査官の方が多いし、また女子でなければ母親のような気持ちで非行少年を扱うこともできない現状にありますから、御指摘の点につきましては私も思ふところではあります。

○正森委員 事務総長、経理局長が予算のほうです。か、行っておられておいてはならないわけですか、

が、ここでちょっと伺いますので答えられれば答えていただきますが、予算はどういう順序で予算要求をされますか。一番初めに財政法の十七条で、裁判所でおつくりになりますね。それを最初どこへ持っていくか、それで一番最後にここへ私どもが持っていくか、それで予算書になるのか、その道筋をごく簡単に説明してください。

○田宮最高裁判所長官代理者 所管でございませぬので全く正確というわけではございませんが、御指摘のように財政法の十七条によって、前年度の八月三十一日までに見積りに関する書類、これを普通概算要求書というおるわけでございますが、見積りに関する書類を直接内閣に送付するわけでありませぬ。各省庁の場合にはこれは大蔵大臣に出すわけでございますが、裁判所は特別機関でございませぬので内閣に送付するということでございます。その後裁判所と大蔵省との間で折衝をいたしまして、最終的に意見が一致したという段階において予定経費要求書というものを大蔵大臣のほうに出すという順序になっておる次第でございます。

○正森委員 十二月段階には復活要求もされると思っておりますが、いまちょっと私聞き漏らしたかもしれませんが、復活要求はどこへ出されるわけですか。やはり政党内にお出しになりませぬか。

○田宮最高裁判所長官代理者 復活要求書というふうには俗に言っておりますけれども、要求は当初の概算要求書でございまして、その概算要求書の内容を大蔵省との折衝の過程においてどういふふうには修正していくかということについて大蔵省と折衝する。その折衝する資料と申しますか、その折衝の過程において、それでは裁判所の要求はこの程度まで引き下げようということややることとございませぬので、復活要求書というものは正式のそのうした概算要求書とは違つてございませぬ。

○正森委員 その復活要求書とか概算要求書にはあの赤い最高裁判所の判が押してあるわけですか。

ね、大蔵省に出すものは。

○田宮最高裁判所長官代理者 復活要求書というのは、当初の概算要求書にそれれ修正を施しまして、それでそれを大蔵省のほうに出してまたさらに折衝をするという、まあ折衝の過程においてはそのういうふうな当初の概算要求書の内容を修正していくという形になるわけでございます。正森委員御指摘の赤い判を押したというのとはどういふ点がよくわからないのでございませぬが、それは要求書の中の重要な部分について、これは大蔵省等にも説明するわけでございますが、概算要求書は全部もろろん重要なものでございませぬが、その中に既定経費等もございませぬし、そのうち特に裁判所が重視しているものはこういう項目であるということについては大蔵省のほうに、これはもう全然要求書とは関係ありません、説明資料としてそういうものをつくってございませぬので、それについてまた復活折衝の段階でそれを減額する、修正するといふふうな場合には、その部分を修正したものをまた説明にあがる、こういうこととございませぬ。

○正森委員 正面からお答えになっておりませぬが、大体この最高裁判所という赤い判を押した説明資料をおつくりになるというのを田宮さんは間接的に認めになりました。大蔵省と御相談になるようですが、政党内のところへはお出しになり説明に行かないのですか。

○田宮最高裁判所長官代理者 説明に行つております。

○正森委員 それでは、ここに資料があります。が、「昭和四十九年度予算復活要求重点事項」というのが最高裁判所というように判を押して出しております。この最高裁判所の判は最高の判ですね、赤いやつは、違いますか。

○田宮最高裁判所長官代理者 それはそうではありませぬ。

○正森委員 ここには「昭和四十九年度予算復活要求重点事項」というのもあります。それから「裁判所所管昭和四十九年度概算要求重点」というのもあります。これは全部最高裁判所の赤い判が押してありますが、あなた方は政党内のところへも行かれると言われましたが、そうするとそれは自民党のところへ行かれて御説明になるわけですか。

○田宮最高裁判所長官代理者 自民党に法務部会がございませぬので、法務部会に御説明にあがる、そういうこととございませぬ。

○正森委員 それはもろろん折衝の段階で、予算のきまる前です。

○田宮最高裁判所長官代理者 当初要求する段階とそれから折衝の過程において御説明にあがるということをしてございませぬ。

○正森委員 そこで私申し上げたいのですが、私の手元に自民党から入りました資料によりましてと——どことは申し上げませんが、ニュースソースの観点がございませぬから、これを見ると、ちゃんと書いてあつて、「法務部会」というふうになつておる。これは最高裁判所がおつくりになつたのか、それとも大蔵省へ出したものをどこからもらつてきて法務部会がつくつたものか。これはどうなんですか。

○田宮最高裁判所長官代理者 私どものほうは御説明にあがるということとございまして、それを作成するのは法務部会でございます。

○正森委員 もう一つ昭和四十八年十二月二十七日付の判がございませぬ。これは同じような最高裁判所の判が押してありますが、治安対策特別委員会、自民党に出されておる。しかもその横に「大臣」という書き込みのあるところを見ると、大臣の復活要求の最後の段階まで行つたぎりぎりのところかこれだという資料のようですね。そうしますと、私は最高裁判所に伺いたいのですが、私どもは今度横浜へ行くときに、その前に東京の地裁にも沖本委員、そして社会党の委員と一緒に行きたい、こういうふうに言いましたら、最高裁判所のほうから、自民党も合めておいてなるなら当

局はお会いしてもよろしいが、自民党がおいでにならない場合には裁判所の公正らしさの点からいってこれは当局はお会いできないということをおっしゃつた。あなた方は予算の点についても財政法十七条から十九条以下については独立の編成権があつて、政党内でもろろんのこと内閣だつてほんとなあな方が腹をきめれば削減できない、削減した場合あなた方の要求を通したままの財源をつけて出さなければならぬ、こうなつておる。あなた方は、われわれが司法行政の一部についていろいろ伺いたいという場合でも、自民党が行かなければお会いできないと言つておるのに、予算のこういう要求ならなせわれわれ野党のところへも来ないのですか。公平らしさというなら、なぜ自民党のところだけ与党だからといって行くのですか。大蔵省に出したものが書類として回つたというならこれは大蔵省と自民党との問題だ。しかし、田宮総務局長みずから、政党内のところへ参ります。共産党のところへお見えになりましたか。あるいは公明党や社会党のところへお見えになりましたか。行かないでしよう。幾ら与党だといつて、なぜ自民党のところへ、治安対策特別委員会のところへこんなもの持つていくのです。非常におかしいのじゃないですか。

○田宮最高裁判所長官代理者 どうもその辺何か誤解されておられる。治安対策等のそういうふうな資料はすべてそれぞれ自民党の部会で作つたものでございまして、法務部会には御説明に参るということをしてございませぬので、それを自民党の中でどういふふうな資料を作成するかということには私ども関係していません。

○正森委員 私から申しますが、私は自民党がおつくりになつたというのには必ずしも信用できな

い。なぜなら、ここに昭和四十九年度の、異議のところが届けられた予算の復活要求重点事項というものがぼろぼろありおられます。これで見ると、公安調査庁もあれば、あるいは内閣調査室、これは自民党の治安対策特別委員会です。それから、それから大蔵省の関税局も治安対策特別委員会の担当。それから厚生省の薬務局もそうらしい。というように全部あります。これは消防庁もそうです。それから法務はもちろんのようですが、これはタイプも違えば中には手書きもあり、字が全部違う。こんなものを治安対策特別委員会なり自民党の法務部がつくるなら同じような書式でつくればいいものを、全部それぞれ違うということ。全部の省庁が持っているか、あるいは治安対策特別委員会に直接持っているか、あるいは法務部が持っているかどうだか知りませんが、各省庁がつくっていると思わざるを得ない。そうすると、最高裁判所のこれだけについて治安対策特別委員会なり法務部が特別につくるとは思われない。四十九年度の筆跡からタイプから全部違うんだから、だからこれはあなたのごころがおつくりになって持っている、それが治安対策特別委員会のところで処理されているということじゃないですか。私は、ここに全部資料がありますけれども、そこからそういうように推定せざるを得ない。法務部会まではいって、おるとのことはお認めになっておるのですから、治安対策特別委員会にもやはり御説明に行かれるか、何かルートをつけておられるのでしょうか。

○田宮最高裁判所長官代理者 治安対策のほうに特別に私どものほうからどうこうということはないとしておられます。それから法務部会の方でつくられた資料でございますが、その辺本年度についてどういふふうな経過であるかということについては、所管でございます。推定の域を出ないわけでございます。もし正森委員が御推察するようなことがありますが、むしろ法務部会の方でどう

いうものをおつくりになるということについては、私どものほうでその手伝いをするというふうな形しかちよと考えられないわけでございます。こちらの方から進んでどういふものをつくらせて法務部会の名前でやるということをしていこうという気はいたしません。まずないのではないかと

○正森委員 田宮さんの所管ではないわけですが、非常に苦心して、お手伝いをしたかもしらぬということはお認めになりました。それはそうでしょう。お手伝いしなければ、法務部会だけではなかなかつかれるものじゃないですか、ここが重点だということ。だから、おそろくそういうことをなさったんだと思いますが、私がここで最高裁に申し上げたいのは、最高裁はもっと姿勢を大きく持っていないんじゃないか。財政法の十七条から十九条まで規定があるわけですから、そこまでへりくだってお手伝いまでして資料をつくるということではない、もっと堂々となさるべきだし、ほんとうは十七条から十九条の財政法の規定を活用されて、堂々と両方の案を出されて、われわれ野党がどちらがいいだろうというように思ふようになさるべきだ。もしもそれと伝家の宝刀でなかなか抜きにくいというのであれば、せめて復活要求前のもを公平に全政党内に持っていく、最高裁はこういう姿勢です、自民党のところへも同様に持っていくべきです、しかし共産党・革新共

ず、瓜田にくつをいれずというのであれば、やはりこれについてもそういう態度をおとりになるべきだ。これはだれが見たって、李下に冠を正すも正さないも、スモモにもう手をつけていますよ。瓜田にくつを踏み入れて、ウリか何か知らぬけれども、一生懸命なでていますよ。そう言われてもしかたがない。そこで私は既往をさがめようとは思われないけれども、もしこれから復活前のいろいろなのを政党内に出しになるなら、要求のない政党内に持っておいでになりますか、それを伺いた

○田宮最高裁判所長官代理者 裁判所といたしましても、御指摘のように二重予算という制度がございまして、その点を常に気がまえたいたしまして折衝しておる次第でございます。必ずしも大蔵省の言いなりになっておるといふことはないでございます。

でも、あなたは私の先ほどの質問には、政党内に参ります、しかも復活折衝なんかする前に作成したかは別です、お認めになったじゃないですか。それは変わらないでしょう。そうしたら、政党内のところに持っておいでになりますか。行っておるとすれば、二重予算をおとりになって堂々と国会の信をお問ひになるか、それをなさらないで事前にいろいろ理解してもらおうということ。をなさるなら、全政党内のところに要求があればなさったらいんじゃないですか、それが李下に冠を正さずというのに合致するのじゃないか、こう端的に聞いておるのです。それに答えてください、事務局長。それから経理局長はまだお見えになりぬかもしれませんけれども、本来なら事務局長に答えていただくべき問題ですね。どうお考えになります。もしまだお入りになったばかりで様子がおわかりにならないければ総務局長からお聞きになって答えてください。

○田宮最高裁判所長官代理者 私の申し上げた趣旨は、党のほうに説明することの趣旨が、その党のほうにお頼みして協力を求めるという趣旨ではございませんで、党のほうに對して、法案等の関係でこういうふうな要求をしておるといふことをまず説明しないしは御通知しているということでございます。裁判所が予算を要求するといふ場合には、あくまで裁判所独自の力で、二重予算制度といったような強力な制度もございまして、そういうものを背景にいたし、予算獲得に努力するといふ点については全く変わらないわけでございます。

○正森委員 独力で努力するというのは変わらないけれども、しかし自民党のところだけはいらっしゃる、野党にはいらっしゃらない、これははっきりしておるのです。だからそこを言うておるのです。しかも私たちが予算の審議の段階に於いて、現地の、いいですか、裁判内容じゃないですよ、司法行政事務について知りたいということさえ自民党が入らなければお断わりすると言っている

しょう。それぐらいの方がなぜそんなことをするんだと聞きたくなるのはあたりまえでしょう。それを言うておるのです。だから、ことはしようがないから、来年の段階では復活要求なんかする前から、要求があれば、それを頼みにおいでにならぬでもよろしいけれど、理解させに來られたらどうでしょうか、要求があれば、それを私は特に要望しておきたいと思つて。もし御理解になったら質問の一番あとで事務局長からお答え願いたいと思つて。

そこで、あなた方が最高裁判所と赤い判を押して「昭和四十九年度概算要求重点」と書いておるところを見ますと、人的機構の充実では、特殊損害賠償事件で判事補が十四人、刑事長期未済で判事補が六人、その他、その他になつて、簡易裁判所判事が十六人というように三十六人要求されておるわけですね。これがもののみごころに、刑事事件の二名だけは判事補で認められましたが、それから簡易裁判所判事が三名だけ認められましたが、そのほかはばつさり削られておる。またこれは私に非常に関係があつて申しわけございませんが、国選弁護人報酬の増額、これはもう国選弁護人が世にあんな安い弁護料はないと言つておられます。ことしの正月に私のところに年賀状が参りました。さる先輩弁護士ですが、国選弁護人の報酬がかほど少ないのに法務委員会でも問題にしたことがない、貴兄よ一番問題にしてくれ、こういう年賀状が来ましたので、それで問題にするというわけではないですけれども、あなたはこの初めを見ておると三億六千七百万円ちやんと要求されているじゃないですか。それはいかに削られましたか。

○大内最高裁判所長官代理者 おくれてまいりましてたいへん失礼しました。国選弁護人の報酬に關するお尋ねかと思つてお答え申し上げます。本年度国選弁護人の報酬の増加に必要な経費として計上いたしております金額は一億四千六百二十一万五千円でございます。

○正森委員 そうですね。ですから最初は三億六千七百万円請求したけれども、約二億二千万円削られたということでしょう。だから結局それだけ弁護人の間に非常な不満が出てくるわけですね、当然。それから今度民事調停法の改正をなさいます、民事調停についてはどのぐらい請求されたかといふと二十七億三千万円、調停室等の整備ということ、参考資料なども整備したいということ、二十三億二千万円請求しておられまして。調停関係で約五十億、それは幾らに削られましたか。

○大内最高裁判所長官代理者 調停委員手当てにつきましては十億二千四百四十六万六千円でございます。調停室の整備等につきましては二億九千六百四十四万四千円でございます。合計いたしますと十三億二千五百八十六万六千円でございます。

○正森委員 各委員がお聞きのとおり、それはインフレだんとかいって、抑制策ですか、というのをとられたらということがあるかもしれないけれども、調停委員でも二十七億が十億、これは半年間しか見ていないように削られたということかもしませんけれども、それは早く予算がつけばもっと早くから支給できるわけですし、調停室等の整備に至ってはわずか一割に削られておるということでしょう。

さらに聞きますと、沖本委員と調査に行った横浜簡易裁判所などは非常に古びておつて、沖本さんからだが大いものだから、二階へ上がる時は音がせぬように歩いてくれということや言われたくらいですけれども、その下級裁判所の施設の整備を百二十五億八千七百万円請求しておられますね。実際に通つたのは半分です。これは数字は言いません、わかつておられます。そういうように、そのほか私が聞きました産前産後の手当にいたしまして、経理局長がお見えになる前です、それから裁判所の定員にしてもあるいは老朽化した簡裁の建物にいたしても、民事調停をうまくやっていくための費用にいたしても、司法の独立に寄与している弁護士、金もない被告人の

人権を守る弁護士の国選弁護料にしましても、われわれはあなた方の要求のことでさえ部分的には少ないものがあると思つておる。それがもうどんぶり削られておるわけでしょう。その削られておるものを自民党の法務部会へは資料を出して、お頼みではないかもしれないけれども、理解していただくために行かれます。しかしその他の政党内は来られない。二重予算は提出されないということをやつておいて、裁判官には事件を早く落とせ、落とせといふ、速記官や書記官には裁判に支障のないように早く調書をつくれということ、こうして守られておるということにならざるを得ないと思つておる。その姿勢を私はぜひとも正していただきたい、こう思つたからこういう事実をおつたのです。それについて事務局長、もうだいたいぶおわかりになったでしょう、お答えになってください。

○安村最高裁判所長官代理者 御質問の点はいろいろと問題の多いところでございますので、十分検討いたしました、今後慎重に対処いたしたいと思つております。

○正森委員 いまの御答弁はお答えになつてもならなくともいいような、そういう内容のものですね。もう少し姿勢を正される答弁を当然なさるべきだ。私は、おいでになる前にいろいろ資料を示して言つたわけですから、田宮総務局長がかわつてお答えになつておられましたけれども、あなた私が言わんとするところはわかちになつたと思つておる。その点はよく最高裁としてお考え願いたい、こう思つておる。

時間がございますので次の点に移りますが、最高裁から資料をちょうだいいたしますと、裁判官が定年退職以外におやめになつておられます。そのおやめになつた人数を見ますと、これは定年退職でおやめになりました方が最近九年内に二百八十七名、途中から退官された方が二百九十三名でございます。資料を見ますとその内訳が書いて

ございますが、たとえば昭和四十八年、去年を見ますと、途中でおやめになつた方が三十八名もおります。裁判官は大體六、七十名採用になるわけですから、その半分以上がこれは定年にあらずして途中におやめしていくことになるわけですね。しかもこの十年ごとの傾向を見ますと、昭和四十年段階では三十年以上勤続された方が十二名途中でおやめ、二十年以上三十年未満は八名、十年以上二十年未満は十一名、十年未満が十名、合計四十一名ということではばばらついておりました。四十八年だけを例にとりますと、途中でおやめになつた方が三十八名、うち三十年以上が十六名、二十年以上三十年未満が二名、十年以上二十年未満が六名、十年未満が十四名というようにシエール状になりまして、十年未満と三十年以上になるわけですね。だからこれを見ますと、三十年以上の方というのは、二十五歳で一番若くお入りになつても五十五歳、裁判官は修習もやりますからもう少し平均年齢は高いと思つておられます。これはもうそろそろ老齢が近づいた、気楽に弁護士でもやろうと言われる方だと思つておるから、一定の数はやむを得ないと思つておる、一番問題があるのは十年未満で、十四名もおやめになつておるといふ事実であります。そして十年をこえると最近の傾向では比較的やめられる方は少ない。石の上にも三年ということばありますが、最高裁の中でも十年、こうなつて、十年たつとどうやら歩どまりがある程度よくなる。その十年がなかなかしんぼうできないということをおの統計は示しておると思つておる。あなた方は裁判官をほしほしいと言われるわけですが、少しでもいい裁判官がほしい、こう矢口さんも言われるわけですが、せっかく採つたその金の卵がこういうぐあい定年にあらずしてやめていく、定年にあらずしてやめるほうが多い。最近の傾向では十年以下が非常に多いというのは、どういふ原因によるものと思われませんか。

○矢口最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘の

ように十年未満のところの方が大体十名から十二、三名毎年やめておられるわけでございます。このことはたゞいま正森委員のお手元でございます。す表でござんたいだいでもおわかりいただけるかと思ひますが、ここ十年近くも、表を見てみた場合に一つの年を除きまして大体十人というものを中心にいたしておられるわけでございます。結局一期一人ずつ毎年おやめになる。したがって一つの期だけ見ますと十年間で十名の減少があるという数字を示しておられるわけでございます。

これの理由につきましては、長年おつとめになつた方がおやめになる場合と違ひまして、私もも本来ずつとおつとめいただく、そういうことを前提になされた方がおやめになるということになりますので、この数字をできるだけ少なくしていきたいというふうには考えております。しかし個々に理由を伺つてみますと、いまこの全部について正確な理由を把握はいたしておりませんけれども、私の人事局長をいたしております期間というものの経験の交えて申し上げますと、やはり一応裁判官になつたけれども、御自分の父親とかいろいろの方が弁護士をなさつておられて、三年ごとの転勤の機会に父親のところ、あるいは先輩の事務所にいって弁護士をやろうかというふうにお考えになる、そういうことが大体大きな理由ではなからうかと思ひます。

それで結局その方につつと東京とか大阪とか、大きいところにおいていただければ、あるいはおやめにならないで十年間ずつとおつとめいただく、あるいは二十年三十年とおつとめいただくということも可能ではなからうかというところはしばしば思つておられます。ただ全体のことを考えますとある程度の異動というものをやらざるを得ないわけでございます。といたしますとそういう機会に、ではやめて父親から言われたように父親の事務所で弁護士をやろうかというふうにおなりになる。非常に残念なことでございますが、現在のところ一期から毎年一人ぐらゐの方がそのようなおやめになるということはある

意味ではやむを得ないのではなからうかというふうにご考へておられます。

○正森委員 ある意味ではやむを得ないのではなからうかというように言われておられますが、しかし私はたとえ大蔵省へ入つた者が十年未満の間に十人やめるといふようなことはおそろくないのではないかと思つておられます。それは裁判官の場合も、大蔵省の場合には、入つたけれども自分の父親が死んだから家業を継ぐというふうなことでなしに、やはり大蔵省にずっと残ると思ひます。それが、最高裁の場合に限つてはやめるといふのは、弁護士と裁判官という職業の類似性もありま

すけれども、最高裁に生涯をかけて残ろう、三年ごとに任地がかわりましてもまた帰つてくるということを待つだけの、やはり魅力がないからではないかというふうに思つておられます。その一つのものとして、これは時間がありま

ので多くはあげませんけれども、たとえば参与判事補制度というものを実施なさいます。あなた方は東京管内などで参与判事補制度は非常にいいものだというようなことをいつておられるようですけれども、東京弁護士会が昨年十二月二十八日に全国の未特例判事補に対して参与判事補制度に対するアンケートを実施いたしました。伝え聞

くところによりますと、このアンケートが發送されたところ、直ちに最高裁総務局長、というから田宮さんだと思ひますが、田宮さんからこれに必ずべきではないかという意味の示唆を与えられたというように漏れ承つておられるわけですが、そういう事実がございますか。

○田宮最高裁判所長官代理者 そういう事実はございません。

○正森委員 そういうことを事実上示すような通達とかそういうものを各地裁判所長とかに何らかの形でお出しになったことはありませんか。あるいは口頭でおっしゃつたことはありませんか。

○田宮最高裁判所長官代理者 そういうこともございません。

○正森委員 それではけつこうですが、弁護士会ではそういうように申しております。そのアンケートを見ますと、あなた方はどういふぐあいに御理解になつておられるか知りませんが、参与判事補制度に対して、未特例判事補といふものと五年未満ですが、それ以上の判事補の中でも非常に評判が悪いんですね。これは回答のあつた分だけです。これはなかなか回答がございませんでしたから、回答率は二〇%ぐらゐだつたようですが、それを見ますと参与判事補制度を支持するというものはゼロ、支持しないというものが九一・六%、裁判官の独立を侵す、または侵すおそれがあるとするものが八四%という数字が出ておられるわけですね。あなた方は参与判事補というものは裁判そのものには関与しない、こういうふうに言つておられるわけでしょう。そうでなければ、二人制裁判を認めることになるから、そうじゃないですか。

○田宮最高裁判所長官代理者 そのとおりでございます。

なお、つけ加えさせていただきますが、そのアンケートを出したということがわかりまして、そのときにこちらのほうに連絡なくアンケートを出すというようなことはちよつと困るのではないかと。別にそのアンケートを出すということも阻止するとか何とかいうことではなくて、こちらのほうに断わらないということがいかぬではないかというところをその当時申し上げたために、何か私が全国に指令して答えを出すというふうになつてしまつておられるのかと思ひます。いずれにいたしましてもそのアンケートの集計の結果、その他等一切私どものほうにそういう資料はございませんで、内容は承知しております。

○正森委員 そのことを申し上げたのです。あなた方ははっきり出すなというのは、そんな率直な形では言われませぬけれども、アンケートを出す場合にこちらに断わらなくて出すのはおかしいということになれば、だれだつて、私はアンケートに答えを出しますと言つてから出すということになれば、よほどおつくだし、あなたのおつち

遺憾であり、良心に反し、独立を侵し、未特例の地位を低下させ、国民の納得しないものであるから。しかし指定されても」というのは、参与判事補にこの意を感ずる。まず裁判長との折り合いが悪くなるし、最高からどのような不利益を受けるかもしれない。まあ矢口さんあたりには「この不安を乗り越える力となるのは勇氣、それに未特例の固結、裁判所外の人の支援しかない。参与判事は、われわれ未特例にとって踏絵であるだけでなく、裁判長にとっても同じである。参与するかどうかで最高に對する忠誠心を示すのである。」、こういう意味の言っておられますが、そういうような点を見ますと、こういうような制度をやれば四十七年からやりになる。全国で実施されるのは、これはまだもうちょっとあとでしょうが、八つくらいなさいましたね。そういうのが、やはり若い判事補に、最高裁に對しても少し残ろうという魅力がなくなってくるという一つではないかというように若い人たちは言っているのです。そういう点もお考えにならないと、この裁判官不足のときに、せつかく少しでもいい人をとって人事局が一生涯命がした。その人が途中でやめていくということになると思ふのです。

お答えを聞く前にもう一つだけ例をあげましょうか。修習生というのに魅力がなければ、これは第一、なかなか裁判官になつてくれないし、なつても長続きはしないと思ふのですが、修習生というものの、これまたいろいろの資料を見ますと、非常におもしろいことが書いてあるのです。いまちょうど二回試験がこれからそろそろ始まるというときですね。二回試験はさぶる評判が悪いのです。私もそれを受けましたけれども、大体七時間半ないし八時間かん詰めになるのでしよう。トイレへ行くときもトイレに監視がついておるといふことで、二百ページぐらいの記録を読んで一生懸命やる。こう言っておるのです。

「昼食も、あてがい弁当で、その間席を立つことは許されず、トイレも監視つきという実態の中で、自由で周旋な起案が可能かどうかという原則的問題が検討されなければならない。修習生は、これは体力試験であるを受け取り、その準備のために寮内でニンニクを焼いて備える者」がある。こう書いておるのです。その前に即日起案、即日起案といふことをやっておる。だからこういうような態度、それについても考える必要があるのではないですか。

また、修習生の間では憲法の講座がないのです。憲法問題について、せめて——これは私の意見ですけれども、有名な憲法問題が例になった、たとえば三菱樹脂とか長沼とか、そういうものを思想、信条によつて変えてはいけませんから、座席の何番から何番までの者は裁判官、何番から何番までは弁護士、何番から何番までは検察官、こういう三つの立場でディスカッションをしろといううなことを教官側は授業の中へ取り入れておるとか、あるいはアドバイスするということになれば、これはもっと生き生きするでしょうが、そういうものもない。あるいは、無味乾燥な記録について起案、起案と、特に後期がひどい、こう言うておるのです。そういう点についても、もう少し改善なさる気持ちはないですか。

○田宮最高裁判所長官代理人 前段のほう、参与制度についてお答えいたします。アンケートの内容を詳細、承知しておりませんが、何とも申し上げかねるわけでございますが、またそのアンケートを現に出された判事補の方、自分で実見されたところに基づくところの意見をおっしゃっておるのかどうかということもわからないのでございますが、先ほど御指摘のよう、八地方裁判所で実施してございまして、その間に、私も直接聞いたわけではございませんけれども、一、二正面から反対をするという判事補の方はあるけれども、大かたの判事補は賛成であり、特に三年たつて簡易裁判所の判事の資格がとれるとか、それから五年たつて特例がつくとい

う直前になると、むしろ判事のほうから進んで参与してほしいという声もあるというふう聞いておりますので、まあいろいろ問題もあると思ひますけれども、今後そういう未特例の判事補の方と、ひとつ十分議論を戦わしてあげれば、十分その点は理解していただけるものと思つてございします。また今後、全国実施ということになります。場合にも、そういう点は十分心がけて、この参与制度の目的等について御理解を求めようように努力していきたいというふうにお考えしております。

○正森委員 ちょっと横で同僚委員が話をされましたので、あなたの最後のほうを聞き漏らしてどうも申しわけございません。だから、ちょっとすかたんな質問をするかもしれないけれども、たとえば二回試験については、アンケートをとりましたら——またアンケートでおきらいかもしれないが、回答のうち、妥当でないという者が二百九十九名あったというのです。これは相当な数だと思つたのです。そういう疲弊のために重大なミスをしたという者が二百八十八名、軽微なミスをしたという者が百六十六名というふうにある。そういうようなことも、あなた方で考慮していただく必要があるんじゃないか、こう思ひます。

時間の関係で、あとほんの二つ、二つにいたしますが、そういうことで、結局裁判官になるという人を選ぶ場合に、いままでは、あなた方は十八期以来任官説明会というのをやってきていたでしょう。それが十年近く続いたのを、突如、今度任官説明会をしない。任官希望者の人で任官について疑問があるならば教官に聞いてくださいというのを矢口人事局長が言われた。その前に全国統一要望書というのを出したら、何もお答えするつもりはない。名前が全部明らかでないからというふうな理由だったらしいですが、そういうことをおっしゃって、教官に聞いてくれということをおられたということなんです。それは事実ですか。

またそれは、なぜ任官説明会をなさらなかったのですか。

○矢口最高裁判所長官代理人 任官説明会をここ数年やってまいりました。たわけでございますが、実は二月の時期と申しますのは、ちょうど私も私どもの異動をやりまして、ほとんどこもり切りで私、あるいは任用課長等が手を取られておるときでございますので、思い切つて今回からは一応取りやめさせていただきますというふうになつたわけでございます。

その理由でございますが、実はこれは前から考えておったことですが、入所以来研修所までできるだけ教官にも裁判所のいろいろな実情をお話したくようにお願いしてございします。これは正森委員も十分御承知のように、現地で裁判官の部に配属されまして、その実態というものについては、詳しく、相当長期にわたつて修習生は接しておるわけでございます。

それからまた後期、帰つてまいりまして、疑問の点等は、それぞれの担当の教官のところへ参りまして、いろいろとお話をし、議論をするというふうなことでございします。そういうことと、私も数年来任官説明会で御説明しておりましたことは、初任給が幾らになるかとか、裁判所に入つてからどういうふうな経緯で異動が行われるかといったようなことでございします。そういうことは全部よく御承知のようでございますし、さらに昨年でございますが、私、任官説明会で説明しましたところ、実は修習生が無断で速記につくって配付いたしました。のりつばな資料につくつて配付いたしました。で、現在の修習生に聞きますと、それはみんな見ておる。その見ておるところを前提にしていろいろ聞きたいのだ、こういうことでございします。といたしますと、実は私、伺ひましたも、もう御説明することはないのでございします。そういうことがございしますので、先ほど申しました忙しいということもございまして取りやめさせていた。ただ、しかし、それじゃ非常に不親切じゃないかというおしかりを受けるかと思ひますが、そういう意味ではございしません、教官方にお尋ねがあ

れば、教官方はできるだけ自由に答えになつて
ください、なおその上で、おわかりにならないこと
があるならば、これは私、まあ何とかひまを見て
御説明するようにいたしますと、こういう経緯で
説明会を取りやめたわけでございます。

○正森委員 いまのお答えですけれども、りっぱ
な印刷にしておるといわれましたが、その印刷を
見て私は去年質問しましたから、そのことをおっ
しゃっているのだからと思いますが、弁証法とい
うのは、これは事物というは変わるんです。去
年そうであったものが、やはり最高の考えといふの
は、歳々人同じからずで、やはり最高の考えといふの
は変わる場合もあるし、変わらなければならぬ
といふことを言うてやらなければならぬし、
前のものが印刷されておったからもう要らない
なんて、そんなものじゃないと思ふのです。そう
いふことを言われると、これは国会でも、ある場
合は質問は要らないといふ論法にもなつてくるの
で、それは非常に不親切な論法であると思ふし、
教官が言われているといふことですけれども、教
官がどこまで人事局なり最高裁の正確な意向を伝
えているか。教官はあくまで司法修習生に技術を
教えるものであって、任命についてのいろいろな
ことまで請け負っているものではない、この私は
承知するのです。そうだとしますと、その点に
問題があるし、第一、任官志望者についてだけと
いうんじやなしに、修習生の中には、現在は弁護
士だけれども、説明を受ければ、なるほど裁判官
になろう、こう変わる者もあるわけですから、任
官志望者についてだけ教官に言わして、それでわ
からない者はおれのところへ言うてこい、それで
なければ、去年言つたものは印刷になつておるから
それを見ればよいといふのは、矢口さんはこの
委員会に答へたいと、なかなか花も実もあり
情もあるといふようにお見受けしますけれども
も、修習生にとつては非常に冷たい方ではない
か、こういう最高裁じやもう行くのやめようかと
いふことにこれはなりかねない点があるから、そ
の点はぜひ注意していただきたいと思ふのです。

さらに申しますと、あなたは教官にお聞き願
たいと言つておるようですが、その教官がどうい
うぐあひにして説明しておるかといふと、授
業中にマイクで呼び出して、何々君、何々君と
いつてそれであなた裁判官になりませんかとか
なるんです。こうですと、いふことをや
つておるのです。教官といふのは技術を教えるので
しょう。それがスカウトみたいなことを授業中に
やる。そうすると、任官しない者にとつてはおも
ろくないですよ。それができるのなら、われわれ
もだれだれさんと言つて、正森法律事務所条件は
こうだといふようなことを授業中にやたら、あ
なた方はもつてのほかだと思つてしよう。たてま
えは最高裁判所司法研修所かもしらぬけれども
、そういうことを一方は授業中にやる。もう一方は
自宅へ呼ぶ、あるいは料亭へ呼ぶ。大臣にお聞
きしますが、検察官の場合は料亭へ修習生を呼ん
で、どのくらい検事が金を持っておるのか知らな
いけれども、交際費を使つておるのさういふけ
れども、相当はな飲み食いをやる。そして、検
察官になれ、検察官になれと言つておる。そこへ
いくと裁判官は多少やはり実入りが悪いと見え
て、大体自宅へ三人か五人呼んで焼きをこち
そうしてみたりといふようなことで、しかしこれ
だつてばかにならぬですよ、相当な数です。か
ら。その費用が出ておるのかどうかといふことも
知りたいのですけれども、それよりもさういふこ
とをして説明するといふことはいいかどうかとい
う問題がある。特に検察官は酒を飲むと相当なこ
とを言つておる。検察官にならぬか、なる
には青法協をやめてもらう。青法協をやめて検
察官にならぬか。青法協と自民党員は不利な事
情になる。さういふようなことを言つておるん
です。さらに、青注協会員にはおれの家の敷居を
またがせない、といふようなことを料理屋へ飲み
に行つて言つて、そして検察官に勧誘しておる。
さういふことをやつていいんですか。法務省、
答えてください。また料理屋へ行く費用はどこか
ら出ているのですか。ちゃんと私は当人から聞い

ているんだから……。

○香川政府委員 検察官が料亭でいま御指摘のよ
うなことを申し上げておるのは全然存じませ
んが、さうなことは絶対申し上げてないと思
います。料亭で検察官に勧誘するやうなことがある
かどうか、不敏でございますが、知りません。

○正森委員 それならば、公の立場としては、検
察関係の教官に機密費を渡して料理屋へ行つて勧
誘しないといふやうなことは言つていない。も
し、さういふ事実があるとすれば、その検察官が
身銭を切り、つい酔っぱらつたついでにだれが
人的な見解を言つておるといふやうに聞いてよろ
しいか。

○香川政府委員 役所のほうからさういふ機密費
を出してどうのこうのといふことは一切やつてお
りません。ましていまださういふ資料でおしやつ
ておるのかよく存じませんが、さういふことが
あつたかどうか、これも全然私どもは確認いたし
ておりません。

○正森委員 最後に伺いますが、去年私は、名前
を承知しておりますが、名譽のためにたしかK君
とY君といふやうに聞いたと思つて、二名、裁
判官を希望したがなれなかつたといふ人を、ちよ
うと一年前のいま時分に伺つたと思つて、これ
は矢口さんが御記憶のことだと思つて、私相
当ゼミナールの成績などを申し上げて言ひました
けれども、その方は結局、あなたの言う裁判官と
して少しでもない方をとりたいたいといふ中へ入ら
なかつた。中へ入れなかつたから悪い人といふわけ
じやないけれども、裁判所から見ても、よい人が
もつとあつたといふことにならうかと思つて、さ
ういふ理由は、この委員会でも聞いても一般論として
以外はお答えにならないことだつたと思つて、
ことだから言えないといふことだつたと思つて、
です。それはさうとおりでよろしいか。それをよ
そで言つておるといふことがあるとすれば、それ
はいけないと思われませんか。

○矢口最高裁判所長官代理者 この委員会の席上

で申し上げたとおりでございます。

○正森委員 それなら申しますが、ある裁判所の
所長が、これは名前もわかつております。言え
ばその裁判官のいろいろの問題が起るから申し上げ
ません。必要があれば私申しますが、その所長
は、K君、Y君の名前をはっきりあげて、あの
人たちは二回試験が四百何番だつたからだめだつ
たんだと言つておる。修習生がみなおる中で言つ
ておる。さういふことを言つてもいいんですか。こ
んなことを言つていふなら、本人を呼んで、君は
さういふことだつたから採用できなかったんだと
当然言つてやるべきだ。それを本人には言わな
い、裁判所の所長ともあろう者が、その所に配属
されておる修習生の中で、K君、Y君といふのは
両方とも五百人のうち四百何番だつた。だからだ
めだつたんだといふ意味のことを公然と言つて
もつてのほかだと思つておる。さういふ事実が
あれば、それは服務規律違反だと思つておる。
○矢口最高裁判所長官代理者 私どもさういふ事
実を全く承知いたしております。

○正森委員 私は承知してはいるかいないかを聞
いておるのじやなしに、さういふ事実はあるべき
ことではないと思われませんかといふことを聞
いておるのです。

○矢口最高裁判所長官代理者 さういふいま御指
摘のやうなことを申し上げておるわけではござ
いませぬから、さういふふうにおしやるはずが
ないのではないだらうかと思つておるわけでは
ございませぬ。

○正森委員 さういふやうにおしやるならしか
たがない、名前を言ひませうか。大津地裁所長
の寺田といふ人はさういふことを公然と言つてお
る。だからこそ私の耳に入つてくるのです。根拠
があつて言つておる。聞いた修習生がいるんだか
ら。それも一人にこそこそ言つたのじやないの
です。全員に言つておるのですから、そんなこと
をやつておいて、本人には裁判官に任用されな
かつた理由は人事の秘密だから言えない。納得し
ますか。さういふ事実があるかどうか調べて、も

し事実があれば適正な措置をおとりになりますか。

○矢口最高裁判所長官代理者 たいま御指摘のこと、初めて伺うわけでございますが、そういう事実の有無というものは私どものほうでも調べてみたいと思いますが、そういうことははいんじやないだろうかというふうに確信いたしておりませぬ。

○正森委員 最後の一つだけ。ことは夫婦で修習生の方が任官希望が二組いるということですが、結婚しておるとか女性であるというようなことで採用されないということは、よもないでしょうね。

○矢口最高裁判所長官代理者 それはもうしばしばお答えしておるとおりであります。

○正森委員 終わります。

○小平委員長 稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 お伺いしたいのは、ことしの予算などを見ますと、特に書記官が主任の書記官になるために、管内は管内だと思つてますが、非常に遠いところへ転動させられる、こういうことですね。主任書記官になるためには自分のところの庁ではいけない、ほかのところへ転動しなければいけないというふうに事実上の取り扱いはなっているわけですか。なっているとすれば、その根拠は、具体的な理由はどこにあるわけですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 別にその庁でそのまま主任にはしないというようなことがあるわけではございません。ただ、これは前にも申し上げたかと思いますが、主任のあとというものが、今度主任になり得る方の勤務しておる裁判所にちょうどございまして、その候補者の方がその庁でおなりのことになるようになります。それでけっこうなわけでございますが、実際問題といたしますと、なかなかそのようにまいりませんので、勢い、ある程度の管内を見てみまして、あいたところのポストに一番ふさわしいという方をそのポストへ持って行く、その結果転動ということが往々にして行なわれるというだけのことでございます。

○稲葉(誠)委員 往々にして行なわれるのでなくて、ほとんど行なわれているんじゃないのですか。だから、たとえば私のところの宇都宮から通っているのは浦和あたりへ通っている人がずいぶん多い。東京へ通っているのもしずいぶんいますね。それから逆に埼玉県のほうから宇都宮へ来ているというふうな人もいます。あるいは東京から宇都宮まで通っている書記官もいる、こういうふうな状況ですね。現実問題は。

そこで、それらの人々はほとんどが単身赴任でしよう。ただ、統計の上では単身赴任になっていないわけだ、家族で赴任したようになっていないわけ。ということは、家族赴任でないと言官舎がもらえない。単身赴任ではもらえないから家族赴任という形になっているけれども、実際は単身赴任だ、こういうふうなことでしよう。それはどの程度いるのか、あとで説明していただきたいと思うのです。

同時に、単身赴任のために子供の教育から二重生活、たいへんなことで非常に困つておる。私はそれに伴ってプラスが相当あるならば話はわかりますけれども、プラスもないわけではないとして、それを上回るところのマイナスが非常に多いということを考えてみると、これはもう当然考えなければいけないことじゃないかというふうに思うのですが、そこら辺プラスとマイナス、特に単身赴任の人がどの程度いるか、それからそれらの人が官舎をもらっているのかもたつてないのか、それから子供の教育なんか一体どういうふうになつておるのか、そういう点どういふふうに調べておられるのか、ひとつお伺いしたいと思うのです。

それからもう一つは、たとえば主任書記官になるためにほかの庁への転動を断る。断るといふことと返しをされる。それは現実にはしつぱ返しということばは使われないけれども、不利な取り扱ひ、たとえば本庁にいる人がほかの庁への主任書記官になる転動を家庭の事情で断るといふと、支部のほうへそのまま平でやられる、こうい

うことが現実には行なわれておるわけですね。私はその人の名前も知つておるし、まあ話をしてもいいとは言つておつたんですけれども、ここでそういうことを公に言う、またあとで最高裁のほうから「まあいろいろ本人が非常に気の毒だと思つますから言ひませぬけれども、現実には、断ると不利な取り扱ひをしてるんじゃないですか。その点はどうですか。」

○矢口最高裁判所長官代理者 まず一番最後のお尋ねから申し上げますが、転動を断つた場合、それがどなたかごらんになつても少し少なくていいかというふうなことも、それはいいとは限らないかと思つておるわけですが、いろいろの事情がそれなりにあり得るわけでございます。そのことによつて不利な取り扱ひをするということとは絶対にいたしておりませぬ。

それから、その前段のお尋ねの単身赴任の問題でございますが、手元の単身赴任の調査をいたした結果を見てまいりますと、大体五百人ぐらいの方が全国で単身赴任をいたしておられます。その事情でございますが、やはり子弟の教育というのが一番多いでございます。それから、夫婦共働きであつて一緒に働けないという事情がそれに次いであります。その他家族の病気があるとかいうような事情もございまして、この問題はかつてお尋ねがございまして私もお答えをしたことがあつたかと思つておるわけですが、決して異動を多くすることだけを目的にしておるわけではございません。何とか職員の方に任地等の関係で迷惑をかけることのないようにしたいというところは念願いたしておるわけでございますが、先ほどお尋ねのポストがあきまして、やはり適当な方にそのポストについでいたいただきたいというのを考えますと、どうしても異動をせざるを得ないという状況になり、そういうことかこれ利害を考へ合わせまして、結論としては、できるだけ異動の回数を少なくしていき、遠くに動くということのないようにしていきたいというところは常に念願いたしておるところでございます。

○稲葉(誠)委員 その統計が違ふんじゃないですか。公の統計が出てきますと単身赴任ではないよに統計がなつておるわけですね。ところが、家族で赴任したというか、こういふこと、官舎がもらえないでしよう。だからそういうか、こういふこと、そして現実には単身で赴任しているというのが相当あるんじゃないですか。これはよく調べてごらんください。それが一つ。

それから、それを拒否すると不利な取り扱ひをするようなしないような、した例もあるような答えですけれども、現実にはありますよ。よくは幾つも知つていますが、所長のあるにもよるかわかりませんが、職員は非常にびくびくしてしまつて、特に家族持ちの職員はいま非常にびくびくして、裁判官やなにかが単身赴任というものは、東京に家があつて、そして土曜に帰つてきて月曜の朝来るのでしよう。だから月曜の朝の開始が非常におくれるわけですね。そういうのはずいぶんあるわけですね。それから検事が多いですね。検事正もあり、次席もありですね。次席検事の単身赴任なんというのは、ぼくはいかぬと思うのです。家庭の事情もあるのだからうけれども、官房長、いまでもなくとも、よく調べてごらんください。

次席検事が単身赴任しているのがありますよ。だから、土曜、日曜、月曜に何か起きたときに一番困るんです。いらないですよ。だいたいあります。そういうのはいゆるエリートのな検察官に多いのかもわからないけれども、そういうのがあつたか、きょうは時間がないから聞きませんが、法務大臣に聞きますが、ぼくはこの前出たときに参議院のところに政府委員室という部屋があるんですよ。あれに最高裁の政府委員室というのがあるんですよ。ぼくはびくびくりしたんですよ。何でこんな薄暗いアパートの一間みたいなところに最高裁が政府委員室を、なぜ国会の中に持たなければいけないのか、ぼくはともよく理解できないのですがね。もっとも、ぼくが一番よく利用しているから言ひづらいのだけれども、おかしいんだな。だって、法案の提出は法務省がやるのでしよ

う。法務省がやるので法務省の政府委員室があれ
ばいいんだ。法務省が法案のいろいろな問題その
他について全責任を持ってやればいいんじゃない
ですか、どうなんですか。これが一つ。

それから、こんなことをここで言っているのは悪いの
だけれども、たとえば手続法関係は大体最高裁直
接ですね、実体法は法務省になるわけだけれども
も、あまり言っちゃ悪いが、手続法関係、たとえ
ば民事調停法、今度はまだあれは入らないけれど
も、将来入るでしょう。それで、日当、報酬が一
日六千五百円ということになったわけですね。法
務省のある幹部という話してみたら、そうし
たら、それは酒の上だ、たかもわからぬけれど
も、一日六千五百円よく通りましたね、最高裁が
んばりましたというようにことを言っているん
ですね。まるで人ごとのような話ですね。人ごと
とっては悪いかも知れぬけれども、法務省と
最高裁があまり仲よくなっても困るんだけれど
もね。仲悪いほうがそれは筋なんでも、あまりべ
りになつてはこれがおかしいんだけれども、どう
して最高裁の政府委員室というのが必要なんです
かな。それが一つと、それからそういう関係の法
案については一体どこが責任を持つのですか。法
務省が責任を持つんでしょ。それならばそんな
ことについて最高裁の人が——本来裁判官なん
です。裁判官があちこち行って頭下げたり何かする
ということとはよくないと思つてよすよ。そ
れはもう法務省がもう少し責任をもつてやるよ
うにしたほうがいいんじゃないですか。そこら辺の
ところどうですかね。これは要な質問ですけれど
も、法務大臣、どう思つておられますか。

○中村国務大臣 御指摘のとおり、確かに法案に
ついては法務省が責任を負いますが、ただ政府委
員室として、おそらく法務省の政府委員室
へこうして最高裁の方々も国会がありますと呼び
出しを受けて大ぜい来ますから、あまりが一緒に
なるということ、いまあなたおっしゃったよ
うに、見方によっては弊害もあるかもしれませ
ん。そこで、結局最高裁の人たちが国会へ出てき

た場合のたまりの部屋というものが必要でとつて
あるんだと思いますが、その辺はひとつ御理解を
いただいた方がいいと思います。

○稲葉(誠)委員 あまりよいいなことを言いませ
んけれども、そこでまた問題になっていくいろい
ろな問題があると思うのですが、司法法制調査部
というのがあるわけですね。これはGHQのあつ
た時代の産物なんでも、いま現実にそういうものは
必要なんですかね。司法法制調査部長いるけれど
も、どうなんですか。それは何をやってい
るか。

○勝見政府委員 当の司法法制調査部長でござ
います。先ほど大臣に御質問がございましたよ
うに、裁判所関係の法案につきましては私ども全
責任をもつて国会に提案しております。したが
いまして、その種の仕事を実質的にはおまな
まの調査と、あつた司法法制に関する調査とい
うこと、ただいま御指摘のGHQ時代の調査課の
ごりでごいまして、その後身だと考えてお
ります。○稲葉(誠)委員 ちょっとよく聞いてい
るのと違ひますけれども、それはそれとして時間
があれ、もう一つだけお聞きしておきたいのは、た
えば家庭裁判所の調査官の人は非常にりっぱな
人が私が多いと思つておられる、大学で心
理学だとか社会学を研究した人がほとんどのよ
うですね。そこで、この前も何か試験のときに
白紙の答案を書いたとか何とかというものが、研
修所ですか、出ておつたんです、どうしてそ
ういふふうに心理学や社会学を出した人を中心
に調査官というものを家裁では探つておるの
ですかね。

それから、この前の試験の中で、あれは法律の
関係の試験をやるといふことについて、あまり
法律関係はやっていない方が多いからという
ので白紙の答案を出したのか、家裁の書記官に
聞いてみたら、それは調査官なんというの
は法律知らないうふに言っている人もい
るんです、それは一体どういふことなん
ですかね。それに

いてまた不利な取り扱いは特段したわけ
ですか。○矢口最高裁判所長官代理者 調査官は御承知の
ように少年と家事と両方にあるわけ
でございます。人間関係の調整という
ような意味で、やはり専門家といふ
ことになってまいります。心理学系
統、社会学系統、教育学系統とい
つたような方を選んだほうが一番
それに適合する、いわゆるケー
スワーカーとしてそういう仕事を
専門に勉強された方から来ていた
だくということが一番その職種の
目的に合つておることを選んでお
るわけでございます。

ただ、そういうふうにして中心の
仕事はいわゆるケースワーカーの
仕事でございますが、裁判所の
職員として少年を扱われ、ある
いは家事の調停事件を扱われる
ということになりますと、これは
もう当然おわかりいただけること
かと思つて、最小限度の法律の
知識といふことをやります。家
庭裁判所研修所といふのはそ
ういふ意味の最小限度の法律知
識、したがって裁判官でござ
いますと、か書記官から見ます
と、さういふものを得てい
ただくために法律の講義も、ま
た、講義を行なひましてそれ
に関する試験も行なうという
ことでございます。

問題は、御指摘の点は、そうい
うけれども法律の問題は、学校で
専門にやっておられないわけで
ございますので、わかりにくい
といふことも、勉強するの
にたいへんだといふこと、御
指摘の、昨年の秋でございます
が、試験の答案を待つてくれ
ないかといふような意味の
問題が起りました。これは
その気持ちにたいへんおかし
いわけではございませんが、
やはり研修会でちゃんと講義
をいたしまして、普通によつて
おれば十分答案が書ける
はずのものでございます。そ
ういふものを多数の方が
答案を白紙で出すといふこと、
これはやはり好ましくないとい
ふことで、それについては大
部分の方に所長注意をし、ま
あごく一部の方にも最後まで
あまり反省の色を見せられない
方、

そういう方について分限上の戒告とい
う措置をとつた、こういうもので
ございます。しかし、これは研
修所の中における教育の過程
における問題でございます、
正すものは正しましたけれど
も、今後全員ができるだけそ
ろそろ卒業できるように研
修所のほうで配慮したいとい
ふことでございます。

○稲葉(誠)委員 時間の関係で
質問はきょうはこれで終
わります。時間の問題で私
質問、疑問でもないので
すけれども、調査官の調
査が非常に綿密ですね。
非常に詳しいわけですよ。
それはけっこうなんです
けれども、あそこまで詳
しくやる必要があるのか。
少年の近所のうちまで
行つていろいろ聞いて
歩くわけでしょう。そ
こまでやつていく必要
があるのかどうか。非
常に分厚いものがある
ところ、その少年審判
のときには裁判官のほう
は、率直にいてあまり
少年審判事件に対して理
解がないといふ熱意が
ないといふ方もいら
っしゃるようだしとい
うことで、調査官のほう
は何か張り切つて入つ
てきたのがだんだん
だんだん熱がさめて
きて幻滅感を味わう
といふのが非常に多
いんですね。

それから、鑑別所とや
つていふことは同じ
ことをまたやつてい
る、角度は違つても
わからぬけれども、同
じことをまたやつて、
二十八日間も鑑別所
へ入れておかなければ
ならない理由が一体
あるのだろうかとか、
それから、ことに真
犯の問題なんか、ち
よっとこれは問題
があつて、どうも真
犯といふ名前のもと
に、犯罪も犯して
ないのに、いろいろ、
少年法のたてま
えはあるでしょう
けれどもやられて、
ちよっと憲法違反
の問題もあるのじ
ゃないか。いろいろ
問題がある、私は
こう思つて、これは
別の機会にして、
ちよっと十二時
ちょっと前ですか
ら、私は質問は
これで終わります。
あとの機会に
さしていただきます。

○小平委員長 これにて本
案に対する質疑は終
了いたしました。

○小平委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がございませんので、直ちに採決に入ります。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小平委員長 次回は、明二十七日水曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時散会